

西東京市教育計画

(平成 31 (2019) 年度～平成 35 (2023) 年度)

(素案) 抜粋

平成 31 年 1 月末日現在

目 次

第 1 章	西東京市教育計画の基本的な考え方.....	1
1	計画改訂の背景と目的.....	1
2	計画の位置付けと期間.....	2
3	計画の策定体制.....	3
第 2 章	西東京市教育計画（平成 26 年度～平成 30 年度） の取組成果及び今後の方向性.....	7
第 3 章	西東京市教育計画の方向性.....	12
1	教育目標と計画の基本方針.....	12
2	計画の基本方針.....	13
3	計画の体系.....	14
◎その他教育計画の記載内容		
第 4 章	施策・事業の展開	
第 5 章	計画の推進に向けて	
資料編		

第1章

西東京市教育計画の基本的な考え方

1 計画改訂の背景と目的

西東京市教育委員会は、平成26年3月に西東京市教育計画（平成26年度～平成30年度）を策定し、この計画のもと様々な施策に取り組んできました。

国は、平成30年6月に第3期教育振興基本計画を閣議決定し、平成30年度から平成34（2022）年度までの計画期間における、5つの基本的な方針と21の教育政策の目標などを取りまとめました。

同計画では基本的な方針として、「1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」、「2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」、「3 生涯学び、活躍できる環境を整える」、「4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」、「5 教育政策推進のための基盤を整備する」を打ち出しています。

また、平成32（2020）年度からの新学習指導要領に新たに掲げられた前文には、「自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会^{*}の創り手となることができるようにすることが求められる」と示されています。

このような流れの中、西東京市教育委員会においては、平成26年に策定した西東京市教育計画について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づき毎年度実施している、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行についての点検・評価や、平成29年度に実施したアンケート調査やヒアリング調査などを活用して、平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5年間を計画期間とした新たな教育計画を策定します。

2 計画の位置付けと期間

(1) 計画の期間

計画の期間は、平成 31（2019）年度から平成 35（2023）年度までの5年間とします。

(2) 計画の性格

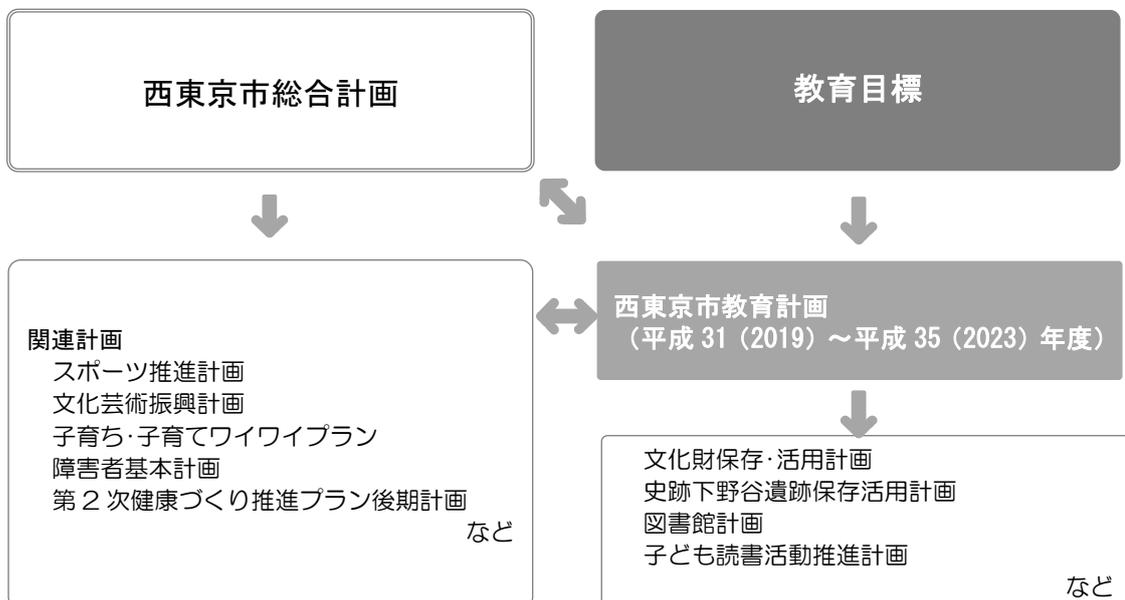
本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する「当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けるものであり、西東京市において、平成 31（2019）年度からの5年間を中心に取り組むべき基本的な方向性と主な施策を示すものです。

また、本計画は、国や東京都の動向、西東京市を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、さらに、平成 26 年度～平成 30 年度を期間とする教育計画の内容について、一定の成果が得られた取組事業について整理し、今後の西東京市における教育全体の向上及び活性化を目指すものです。

(3) 他計画との関係

本計画は、西東京市教育委員会の教育目標に則して策定します。また、西東京市総合計画をはじめ、スポーツ推進計画、文化芸術振興計画、子育て・子育てワイワイプランなどの関連計画とも連携を図りながら施策を進めるものです。

計画の位置付け



3 計画の策定体制

本計画は、「西東京市教育計画策定懇談会」を設置して策定します。

また、市民の教育に関する考えや意見を聞くために、アンケート調査を実施し、併せて、市内の教育関連施設・団体に対してヒアリング調査を実施しました。

(1) アンケート調査結果の概要

① 調査の目的

計画策定の基礎資料として活用するため、市民の教育に関する考えや意見を聞くアンケート調査を実施しました。調査結果の詳細は「西東京市教育計画策定のためのアンケート調査報告書」としてまとめています。

② 調査期間

平成29年10月17日（火）から平成29年11月7日（火）まで

③ 調査対象・調査方法

	調査対象	調査方法
小学生調査	全市立小学校の4年生及び6年生(各学年1クラス)	学校を通じて一斉配布・一斉回収
中学生調査	全市立中学校の2年生(学校規模に応じて3～4クラス)	
青少年調査	市内にお住まいの平成9年9月3日～平成14年4月1日生まれの方	郵送による配布・回収
一般市民調査	市内にお住まいの20歳以上の方	

④ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率	回収数
小学生調査	1,260通	1,168通	92.7%	1,170通
中学生調査	1,159通	1,093通	94.3%	1,093通
青少年調査	400通	119通	29.8%	1,368通
一般市民調査	3,000通	1,246通	41.5%	

⑤ 主な調査結果

▶ 小学生及び中学生調査

- ◆ 学校を楽しいと思う児童の割合が前回調査よりも増加（2.2ポイント【増加】）
約9割の児童・生徒が楽しいと感じている
- ◆ 自分に自信のもてるところが「ある」と思う児童・生徒の割合が前回調査よりも増加（小学生：6.1ポイント【増加】、中学生：1.3ポイント【増加】）
- ◆ 児童・生徒が学校や先生に望むこととして、「いじめのない楽しい生活を送れる学校づくりをしてほしい」の割合が前回調査よりも減少（小学生：15.5ポイント【減少】、中学生：15.3ポイント【減少】）
- ◆ 小学生の19.8%、中学生の14.8%が、家で食べる時間は「決まっていない（その日によって違う）」と回答、前回調査よりも減少（小学生：1.7ポイント【減少】、中学生：10.2ポイント【減少】）
- ◆ いやなことやつらいことがあったとき、相談できる人がいない児童・生徒が約1割（小学生：1.2ポイント【減少】、中学生：5.3ポイント【減少】）
- ◆ 家族とほとんど話すことがない児童・生徒が1割未満（小学生：0.6ポイント【減少】、中学生：1.8ポイント【減少】）

▶ 青少年及び一般市民調査

- ◆ 「公立学校教育で取り組んでほしいこと」の中で、「一人ひとりに応じた特別支援教育の充実」は前回調査よりも6.1ポイント【減少】
- ◆ 子どもたちを取り巻く環境で増加・向上していることとしては、「学校における情報機器を活用した授業」の割合が最も高い
- ◆ 一人ひとりに応じた支援の充実のために必要な取組として、「子ども一人ひとりの実態に応じた相談体制の強化」の割合が最も高い
- ◆ 一人ひとりに応じた支援の充実のために必要な取組として、「教職員の専門性の向上」の割合が前回調査よりも減少（10ポイント【減少】）
- ◆ 現在している学習や活動の内容は、一般市民では「健康・スポーツ（食育、栄養、健康法、医学、ジョギング、水泳など）」や「芸術的・文化的なもの（音楽、美術、華道、舞踊、書道など）」が多く、青少年では「芸術的・文化的なもの（音楽、美術、華道、舞踊、書道など）」、「教養的なもの（文学、歴史、科学など）」、「健康・スポーツ（食育、栄養、健康法、医学、ジョギング、水泳など）」、「学習塾・予備校などでの勉強」の割合が高い
- ◆ 生涯学習を行うにあたって困っている点として多かったのは「費用がかかる」や「仕事が忙しくて時間がない」で、一般市民、青少年のそれぞれ約4割を占めている
- ◆ 参加・協力してもよい身近な小学校・中学校の取組やそこを拠点として行われる地域の活動として、「学校の行事やイベント」などの割合が高い
- ◆ 西東京市の学習環境は、図書館やスポーツ施設の利用のしやすさが評価されている

(2) ヒアリング調査結果の概要

① 調査の目的

アンケート調査の結果を踏まえ、西東京市における教育の現状と課題を把握するために、市内の教育関連施設・団体に対してヒアリング調査を実施しました。

② 調査期間

平成30年1月から3月まで

③ 調査対象・調査方法

施設・団体名	対象	方法
1 社会教育に関する施設・団体		
(1) 公民館（田無公民館、ひばりが丘公民館、保谷駅前公民館）	利用者	ヒアリング当日に活動していた11団体に対して対面による聞き取りを実施。
(2) 学校施設開放運営協議会	会長	協議会の会長6人に対して対面による聞き取りを実施。
2 教育に関する施設		
(1) 幼稚園	教員	私立幼稚園の教員4人に対して対面による聞き取りを実施。
(2) 小・中学校	教員	小学校教員483人、中学校教員236人に対して調査票を配布し実施。
3 子育て・子育て支援に関する施設・団体		
(1) PTA・保護者の会	会長	小学校及び中学校の会長4人に対して対面による聞き取りを実施。
(2) 青少年育成会	会長等	会長等4人に対して対面による聞き取りを実施。
(3) 放課後カフェ	実施者	代表者に対して調査票を配布し実施。
(4) 児童館・児童センター（ひばりが丘北児童センター・保谷柳沢児童館）	職員	館長に対して対面による聞き取りを実施。
	利用者	当日来館していた子どもに対して対面による聞き取りを実施。
(5) 学童クラブ（ひばりが丘北学童クラブ・ひばりが丘北第二学童クラブ・保谷柳沢学童クラブ）	職員	指導員に対して対面による聞き取りを実施。
	利用者	当日利用していた子どもに対して対面による聞き取りを実施。
(6) 保育園	保育士	市立保育園の保育士5人に対して対面による聞き取りを実施。
(7) 図書館のおはなし会を実施している団体	実施者	代表者に対して調査票を配布し実施。
4 特別な支援を必要とする子どもたちに関する団体・事業所		
(1) NPO法人西東京市多文化共生センター（NIMIC）子ども日本語教室（谷戸教室）	スタッフ	ボランティアスタッフ5人に対して対面による聞き取りを実施。
(2) 就労継続支援事業所・就労移行支援事業所（社会福祉法人 さくらの園）	職員	職員3人に対して対面による聞き取りを実施。
(3) 障害がある子どもの保護者団体（サークル縁、ぶーけ）	会長等	会長等（サークル縁5人、ぶーけ3人）に対してヒアリングを実施。

④ 主な調査結果

- 教員が考える今後必要となるもの
 - ◆ 今後、西東京市の公立学校教育で特に重点をおいて取り組む必要があるものとして、「少人数学級」の割合が最も高く、次いで「老朽校舎の建替えや改修」、「一人ひとりに応じた特別支援教育の充実」の割合となっている。
 - ◆ 学校・家庭・地域が相互の連携・協力を深めていく上で大切なこととして、「学校・家庭・地域間の情報交換をスムーズに行うこと」の割合が最も高く、次いで「家庭や地域社会が、日常生活におけるしつけ等、積極的に役割を担っていくこと」、「学校・家庭・地域の役割分担を明らかにすること」の割合となっている。
- 学童クラブで接する子どもたち
 - ◆ 放課後の子どもの居場所になる施設だが、忙しい子どもが多く、遊ぶ時間が少なくなってきたように感じる。
 - ◆ 人と関わる時間が少なくなってきたせいか、他の人が何を感じているのか、どう思っているのかということに敏感でなく、自分の発した言葉が、相手を傷つけることに気がつかない子どもが増えているように思う。
 - ◆ 弱みを見せない子どもが多い。自分のできる面、強い面、得意なことを見せたいが、得意でないことや苦手なことは、他人に見せたくない、知られたくない、やりたくないという気持ちがあるのだと思う。
 - ◆ 子どもたちの発言に、学校での自己実現がなされたときの達成感が感じられる。
- 幼児教育との関係
 - ◆ 幼稚園と小学校それぞれで子どもたちがどのような活動をしているのかをお互いに知ることができると連携につながるのではないかと。
- 特別な支援を必要とする子どもたちに関わる現場からの視点
 - ◆ 通常の学級の子どもやその保護者に対する障害者理解を促進してほしい。
 - ◆ 保護者の不安は情報不足によることが多いので、保育園や学校等を通して、様々な情報を保護者に伝え、相談につなげていくとよいのではないかと。
 - ◆ 西東京市でも、子どもの居場所づくりの重要性が言われているが、その中で地域の学校に通っていない障害児も参加できるように考えていただきたい。
 - ◆ 障害者理解のため、教育の中で自分たち（障害者就労支援事業所）を役立ててほしい。障害者の支援だけでなく、地域への支援という観点で障害者を含めた地域住民の利益を目指している。
- 社会教育施設での活動
 - ◆ 公民館活動において中学生がボランティアとして参加してくれたことがあったが、もっとクローズアップした方がいい。
 - ◆ 公民館活動をしていることを他の市民にもっと知ってもらいたい。
 - ◆ 図書館で実施しているおはなし会の参加者の減少・低年齢化があるため、地域で楽しめる場があることを、多くの子育て世代に知ってもらい、遊びに来てもらうことが必要。そのために親子で楽しめるおはなし会づくりが課題

西東京市教育計画（平成 26 年度～平成 30 年度）の取組成果及び今後の方向性

西東京市教育委員会では、毎年、教育委員会が所掌する事務事業の点検・評価を行っています。

対象とする事務事業は、「西東京市教育計画（計画期間：平成 26 年度～平成 30 年度）」に基づく事務事業及び教育委員会の職務権限に基づく事務としています。

また、平成 27 年 4 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、新たに総合教育会議の開催が規定されました。法改正以降、市長が教育委員会委員等を招集して総合教育会議を開催し、「いじめ・虐待の対策」、「子どもの居場所の充実」、「切れ目のない支援」などについて課題を共有し、平成 30 年度は「子ども条例」についても検討しながら、社会状況の変化により発生する諸課題に所管を超えて市として対応してきました。

本章では、教育計画（平成 26 年度～平成 30 年度）期間での達成事項等について総括を行い、次章に記載する新たな基本方針とのつながりを示します。



コラム

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正

平成 27 年 4 月における一部改正の主な変更点

1 新「教育長」を設置

市長による教育長任命となり、市長の任命責任を明確化しました。また、教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会の代表として第一義的な責任者としての位置付けが明確化されました。

2 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

教育委員会委員の定数 3 分の 1 以上からの会議招集請求や会議の議事録作成及び公表の義務付けなどが規定されました。

3 総合教育会議の設置

市長と教育委員会委員により構成し、市長の招集に基づき開催します。協議・調整事項は、①教育行政の大綱の策定、②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置、となります。

4 教育に関する大綱の策定

大綱とは、教育の目標や根本的な方針となります。大綱は、総合教育会議で協議・調整を尽くし、市長が策定します。

（1）「生きる力」の育成に向けて

- 確かな学力の育成を図るため、外国語教育の充実に向けて、小学校においてはALT指導時数の確保、中学校においては「英語で行うことを基本とする英語授業」の実践に関する教員研究を深めてきました。



- 放課後や長期休業中の児童・生徒に対する教育指導の充実として、夏季休業中において、全市立小・中学校の全学年で補習教室を実施するとともに、中学3年生を対象に民間事業者による10日間の習熟度別講習を実施しました。

- ICT*活用による学習指導として、プログラミング教育に向けた研究の一環として、プログラミング授業を試行実施するとともに、SNS等のインターネットに関わるトラブルの未然防止のための情報モラル*教育を進めてきました。



- 豊かな心の育成に向けて、西東京市いじめ防止対策推進条例の策定、学校における道徳教育の推進、弁護士による「いじめ防止の授業」の実施などに取り組みました。また、読書活動推進のために、小・中学校において読書月間を設けて未読率の減少を図り、中学生を対象にブックフェスティバルを開催し、読書への関心を促す取組を行いました。さらに、社会性や自身のキャリア意識を育成させるため、自然体験活動や職場体験等を実施しました。
- 健康と体力の育成を図るため、体力向上に関する研究校の指定やがん教育の出前授業を行いました。また、生活習慣に関する指導や安全教育、環境教育など、「生きる力」の育成に取り組みました。

今後の方向性

これまで取り組んできた知・徳・体の育成*は、時を経ても、なお子どもたちの成長にとって重要なことです。引き続き、子ども一人ひとりを大切にしながら、知・徳・体の育成*をベースとして、社会を主体的に形成していくための「生きる力」の育成を図っていく必要があります。

（2）「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けて

- ▶ 特色ある学校づくりを進めるため、西東京市小・中連携の日を設定し、9年間での教育の充実を図るとともに、大学等との連携による事業を実施してきました。
- ▶ 児童・生徒の学習環境の整備として、小・中学校の特別教室へのエアコン設置や老朽化学校施設の大規模改造などを行いました。また、学校施設の適正規模・適正配置を進め、小学校の統廃合や中学校施設の移転建替えによる通学区域の見直しを行いました。



ひばりが丘中学校完成図（平成30年竣工）

今後の方向性

今後も、子どもたちにとって快適な学習環境を整備していく必要があります。また、施設や設備面のみならず、体制や制度などのソフト面についても一体的に環境整備を図っていく必要があります。

（3）一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて

- ▶ 通常の学級における一人ひとりの子どもの教育的ニーズを的確に把握し、支援を進めるため、教員向けの「教育支援マニュアル」を作成・配付するとともに、教育支援システム^{*}を構築し、校内委員会へ専門家を派遣するなど、体制整備を行ってきました。平成29年度に全市立小学校に特別支援教室^{*}を試行開設することで、平成30年度に情緒障害等通級指導学級から特別支援教室^{*}に円滑に移行できました。
- ▶ 平成26年度に固定制特別支援学級を増設するとともに、固定制特別支援学級の名称をA・I学級、B・J学級とし、知的タイプ・自閉タイプそれぞれの実態に応じた教育課程を編成し、特性に応じた教育内容の充実を図ってきました。
- ▶ 幼児のための相談案内を作成し、就学前機関に周知することで、幼児期からの心理療法や発達・心理相談を実施し、教育相談の早期対応の有効性が認識されました。また、就学支援シート^{*}の活用による小学校への情報提供など、切れ目のない支援を進めました。
- ▶ スクールソーシャルワーカー^{*}の定期巡回・随時派遣を整備し、教員の気づきを支援につなげることで、児童・生徒の健全な成長への寄与に努めてきました。

今後の方向性

特別支援教育体制の基盤が整備されてきた段階において、学校における取組内容の検証と調整、保護者や地域への啓発等を進めていく必要があります。また、子どもの健やかな成長を保障できる社会を目指し、行政と学校、保護者とが連携し、それぞれの担う役割を確実に果たすことが出来るよう相談体制を整えていく必要があります。

（４）社会全体での教育力の向上に向けて

- 家庭の教育力向上の支援として、3～4か月児健康診査時の絵本提供による家庭での読書活動支援や公民館で親子対象講座を開催しました。また、就学援助費の一部費目を学校入学前に前倒し支給するなど、家庭への支援を行ってきました。
- 放課後支援のひとつとして、小学校で実施している放課後子供教室事業においては、校庭等の開放に加え、多様な体験・活動の機会となる学習活動の機会提供事業の実施校を拡大し、内容の充実に努めてきました。
- 活力あるコミュニティづくりとして、夜間照明設備の設置による学校施設の開放、学校と地域が連携した児童の登下校時の見守り活動など、学校を拠点とした地域活動を行ってきました。また、市内大学との連携事業や広報活動を積極的に行い、地域ぐるみで教育活動を行う体制整備を進めました。

今後の方向性

地域とともに行う教育活動を今後も継続していく必要があります。また、学校を核とした地域づくりを進める一方、地域にしながら誰もが学べる体制を整備していく必要があります。

（5）いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて

- 社会教育推進の中核的施設として、公民館では主催事業の方針明確化や障害者対象講座の充実など、誰もが主体的に学ぶことができる環境づくりを進めてきました。
- 図書館では、時代や社会の変化に適応した質の高いサービスを提供するため、地域・行政資料の電子化やボランティアによる、来館困難者への貸出本の宅配サービスなどを行ってきました。また、「第3期西東京市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの発達段階に応じた読書活動の推進に取り組んでいます。
- 文化財を確実に保存し、未来につなげていくため、「西東京市文化財保存・活用計画」を策定し、取組を進めてきました。平成27年に国の史跡に指定された下野谷遺跡^{*}については、今後の保存、活用及び整備の方向性などを示した「史跡下野谷遺跡保存活用計画」を策定するとともに、下野谷遺跡^{*}の価値や魅力をわかりやすく伝える VR（バーチャル・リアリティ）コンテンツの制作を始めとして、学校教育や地域と連携した活用事業を実施しています。



下野谷遺跡の集落想像図（「VR下野谷縄文ミュージアム」より）

今後の方向性

いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて、社会教育施設等を介した学習機会の提供やハンディキャップサービスなどの事業を行っていく必要があります

1 教育目標と計画の基本方針

西東京市教育委員会は、すべての市民が進んで知性、感性を磨き、道徳心や体力を高め、人間性を豊かにし、国際社会の平和と発展に貢献することを願い、次に掲げる市民の育成を教育目標とします。

- 互いの生命と人格を尊重し、思いやりと規範意識のある市民
- 社会の一員として、勤労と責任を重んじ、広く社会に貢献しようとする市民
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな市民
- 伝統と文化を尊重し、自然と郷土を愛するとともに、環境の保全に寄与する市民

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図ります。

そして、教育は、学校、家庭、地域及び行政が連携し、それぞれが責任を果たして行われなければならないとの認識に立ち、ともに学び・ともに成長し・ともに励ましあう自主的・自発的活動を推進し、すべての市民が教育に参加することを目指します。

【計画の基本方針イメージ図】



2 計画の基本方針

本計画は、教育目標の実現に向けて1から4までの基本方針（将来像）で施策を展開します。

基本方針1 子どもの「生きる力^{*}」の育成に向けて

次代を担う子どもたちが自らの人生を切り拓くために、主体的・対話的で深い学びを通して、確かな学力を育むとともに、豊かな心や健康・体力などの「生きる力」を育成していきます。

基本方針2 子どもの「心の健康」の育成に向けて

子どもが「生きる力」を身につけ、持続可能な社会^{*}を創る一員として、学び続けられる大人になっていくためには、子どもの「心の健康」の育成が重要になってきます。様々な出来事に会い、すぐに解決できない問題に直面しても、力強く生きていけるよう、「心の健康」の育成に向けた相談・支援体制を充実させます。

基本方針3 持続可能な社会^{*}の創り手を育むための教育環境の充実に向けて

時代の変化に対応するための学習環境などの整備や、学校における組織体制や教職員の働き方を見直すことで学校経営改革の推進を図ります。さらに、学校を核としながら連携・協働し合う地域づくりに取り組むとともに、家庭教育への支援を充実させることにより、持続可能な社会^{*}の創り手を育むための教育環境の充実を図ります。

基本方針4 「学び」を身近に感じ「学び」を实践できる社会の実現に向けて

社会の変化に対応した学習機会の提供の充実を図ることにより、生涯にわたって学び、活躍できる環境の整備に取り組みます。これにより、地域コミュニティの維持・活性化や地域課題の解決に寄与する「学び」と「活動」の循環の形成を目指します。

※生きる力：予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力のこと。

※持続可能な社会：将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会のこと。

3 計画の体系

〔基本方針〕

〔方向〕

〔施策〕





